



マスコットキャラクター「クリン」

鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

清掃ボランティア活動を支援します

廃棄物対策課

☎ 382-7609 📠 382-2214

✉ haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

市では、きれいなまちを維持するために、自治会などの各種団体が実施する清掃ボランティア活動を支援しています。今回は清掃ボランティアで集めたごみの回収依頼方法についてお知らせします。



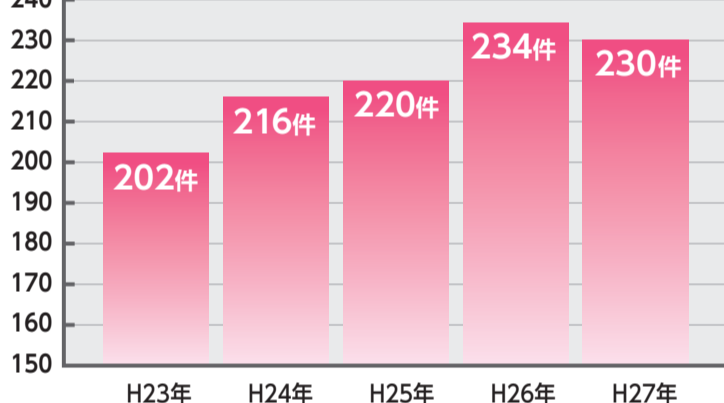
清掃ボランティア活動の支援内容

地域の市道など、市管理地を清掃していただく清掃ボランティア活動を対象に、専用ごみ袋の配布とごみ袋の回収を行っています。

平成17年度から開始したこの取り組みは、毎年200件を超える依頼をいただいています。



掃除ボランティアの推移



〈申込方法〉

1週間前までに、「清掃ボランティアに伴うごみ回収依頼書」と「回収場所の地図」を廃棄物対策課または地区市民センターに提出してください

ご注意ください

- 専用ごみ袋は、家庭ごみを出すときには使用できません。
- 回収対象となるのは、市道などの市管理地の清掃ボランティアです。
- ごみの回収は原則月曜日に行います。申し込み多数の場合は、回収日が火曜日以降になる場合があります。
- 回収場所は、ごみ収集車が容易に進入できる場所にしてください。
- 家電4品目（テレビなど）やタイヤなど、市の処理場で処分できないごみは回収できません。見つけたら廃棄物対策課へご連絡ください。
- ごみは「可燃物」と「不燃物」に分けてください。
- きちんと分別がされていないごみは回収できません。
- 有害ごみ・スプレー缶・ガスボンベ・ライターなどは、別の袋へ入れてください。
- 粗大ごみは別に置いてください。
- 草木などはそのままでは回収できません。必ずごみ袋へ入れてください。

